

令和5年度 木造住宅の「無料耐震診断」「耐震化工事」補助制度

無料耐震診断

診断内容

耐震精密診断が**無料**で受けられます。(対象となる住宅は以下のとおり)

[1] 耐震診断の対象となる住宅(次のいずれにも該当するもの)

① 木造在来工法で建築された住宅
(ツーバイフォーや伝統的工法によるもの、また部分的に鉄骨造等は対象外)

② 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
※完成後に増改築されている場合は別途お問合せください

③ 個人が所有する住宅
※長屋や共同住宅は対象外
※店舗等併用住宅の場合、店舗等床面積が延床面積の1/2未満であること

[2] 診断内容

① 市が派遣する診断士が精密診断を行い、耐震性能を判定(点数で明示)します

② 診断の結果、補強が必要と判定された場合、その工事方法等について診断士より提案、助言を行います。これに基づき補強工事を検討ください(改めて工務店等に相談ください)

診断結果について

耐震診断士が建物の耐震性能を数値であらわしたものを「評点」といいます。

この評点が1.0未満の建物は、大きな地震の際に倒壊する可能性があるといわれています。

上部構造評点

現に住宅が保有している耐力(保有耐力)
大地震動に対し住宅が求められる耐力(必要耐力)

=

1.0以上

評点
1.5以上

倒壊しない

評点
1.0以上
1.5未満

一応倒壊しない

評点
0.7以上
1.0未満

倒壊する
可能性がある

評点
0.7未満

倒壊する
可能性が高い

耐震化工事への補助

耐震改修工事への補助

[1] 補助要件

①精密診断の結果が総合評点**1.0**未満の木造住宅で、耐震改修工事(補強工事、建替え工事、除却工事のみのいずれか)を行うこと。なお補強工事の場合は「総合評点が**0.7**以上」となり、かつ「工事前の評点を上回る」工事となること。

②昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
※完成後に増改築されている場合は別途お問合せください

③耐震補強工事の場合、補強工事箇所が他の補助を受けないもの

④補助金の交付決定後に工事契約を行うもの

⑤市税等を滞納していないもの

⑥収入金額が以下のもの
・給与所得のみ……収入金額が1,442万円以下
・その他の方……所得金額が1,200万円以下

⑦実績報告が令和6年2月末までに提出されること

【注意】
・補強工事にあわせて行うリフォーム工事費用は補助対象外
・建替え工事の補助は、既存住宅(附属物を含み)全て解体を行い、建替え位置が従前の敷地にかかること、かつ土砂災害特別警戒区域外で建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)に適合する住宅であること
・建替え工事の補助は令和6年度までとし、令和7年度から補助対象外となります。

[2] 補助率(下記工事のいずれか、併用は不可)

○補強工事(もしくは建替え)

工事費の4/5以内(限度額100万円)

○除却工事のみ

工事費の1/2以内(限度額83.8万円)

【例:補強工事費125万円の場合】

125万円×4/5＝100万円

【例:除却工事費167.6万円の場合】

167.6万円×1/2＝83.8万円

申請期限

申請期限……令和5年10月31日(火)

お問い合わせ

お問い合わせ先・申請先

飯山市役所 移住定住推進課 住宅係
電話 0269-67-0740